

「はじめての遺品整理」のリリーフ | 居住支援法人に指定 (兵庫県)

遺品整理や不動産売却・引越しに伴う家財の処分並びにリユースを行う株式会社リリーフ（本社：兵庫県西宮市、代表取締役：赤澤知宣）は2024年10月16日に兵庫県の居住支援法人として指定されました。



株式会社リリーフ
居住支援法人に指定

当社は創業以来、大切にご利用されてきた家財や自宅の整理ならびにリユース等の取り組みを通して、さまざまな事情を抱える全てのお客様が安心してご利用いただけるサービスの開発・提供に努めてまいりました。

そしてこの度、これまでの豊富な経験と知識、加えて幅広い協業体制により2024年10月16日には兵庫県の”居住支援法人”に指定され、高齢者をはじめとする要配慮者への生活支援や情報提供に関するサポート体制をさらに強化することが可能となりました。

【リリーフの支援内容】

1. 住まいの確保支援

入居が困難な方に対して、協力会社とのサポート体制を強化し、住宅の紹介や仲介のサポートを支援いたします。

2. 生活支援サービス、居住環境整備の支援

生活全般に関わるサポートとして、住空間整理を通して安全・安心な住空間を提供いたします。

3. 相談窓口の設置

上記支援全般に関する相談体制および協力会社や自治体との連携で解決に向けた支援を行います。

【居住支援法人指定への想い】

年間10,000件以上のご相談をいただくなかでは、身寄りのない高齢者ご自身の不安はもちろん、様々な事情を抱えたお客様とお話しをする機会が多くございます。同時に、提携企業様やお取引先様からも同様のご相談をいただき、「どこに相談すれば良いかわからない」というご相談者様と、「受け入れたいがサポート体制に不安が残る」という企業様の間を繋ぎ、当社が双方の不足を補うことで解決に導けると感じました。

これまで、当社は『五方よし』の理念のもと、明るい未来の社会を創ることを目指してまいりました。「今、社会にとって何が大切なのか」、「私たちは何をすべきか」を常に意識し、社会課題に役立てていくことが使命だと考える当社にとって居住支援法人としての取り組みは、当社の目指す社会実現への重要な一歩であると確信しております。

※居住支援法人とは

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。（住宅セーフティネット法第40条）

【株式会社リリーフについて】

会社名：株式会社リリーフ

所在地：兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番26号

代表者：代表取締役社長 赤澤 知宣

設立：2011年（1953年創業の「株式会社大栄衛生」の事業を会社分割により承継）

URL：<https://relief-company.jp/>

事業内容：
・ 住空間整理サービス（遺品、生前整理・残置物撤去・ゴミ屋敷、モノ屋敷清掃）
・ 不用品のリユース（国内・海外）

当社では、おかたづけサービス・リユースサービスを実施することで、今後もお客様一人ひとりに丁寧で安心なサービスを提供し、より一層の循環型社会形成の促進を目指してまいります。

株式会社リリーのプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/52932